

令和7年度秋田県障害福祉サービス等情報公表実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）の公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを第一の目的とする。

加えて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8第3号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」（以下「障害福祉サービス等事業者経営情報」という。）の収集及びデータベースの整備を効率的に行い、収集した情報を適切に取り扱うことを第二の目的とする。

第2 基準日

基準日は、令和7年4月1日とする。

第3 実施期間

実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

第4 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は次のとおりとする。

（1）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

第5 報告の単位

(1) 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行う。

(2) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行う。

ただし事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えない。

第6 報告の対象となる事業者

報告の対象となる事業者は、基準日より前において第4に規定する指定障害福祉サービス等を提供している事業者とし、基準日以降新たに第4に規定する指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに対象とする。

ただし、災害その他情報公表に係る報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

第7 報告の内容

(1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報とし、

当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、報告期限前の新しい情報について報告するものとする。

(2) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

(3) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告するものとする。

(4) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。

原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書でも差し支えないものとする。

(5) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

第 8 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ報告することとする。

ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合には、郵送による報告とする。

第 9 報告の開始

(1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

令和 7 年 5 月 1 日（木）

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日

(3) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告

当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後

第10 報告の期限

(1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

令和7年7月31日(木)

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日から1か月以内

(3) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告

当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後3ヶ月以内

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日とする。

第11 情報の更新

(1) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスは、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、当該事項について修正又は変更があった場合は、速やかに県に報告することとする。

(2) 上記(1)以外の情報については、年1回の定期的な報告において情報を更新することとする。

第12 障害福祉サービス等情報の公表時期

(1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

報告後2か月以内

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告後1か月以内

第13 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表時期

事業所から報告を受けた情報を属性に応じてグルーピングした分析結果を公表する

ため、毎年度公表を行う。

第 1 2 公表情報に関する苦情等

- (1) 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する苦情等の窓口は、秋田県健康福祉部障害福祉課地域生活支援班とする。
- (2) 公表情報に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対して照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に説明を行うとともに、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。
- (3) 公表情報に関する苦情等については、対応の経過を記録するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年９月９日から施行する。